

清水町防災行政無線戸別受信機分担金条例（平成3年清水町条例第23号）を廃止する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>清水町防災行政無線戸別受信機分担金条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、清水町防災行政無線戸別受信機の設置に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収し、これに関する必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(分担金の額)</u></p> <p><u>第2条 分担金の額は、設置に要する費用の総額に100分の22.5を乗じて得た額の範囲内において町長が定める。</u></p> <p><u>(負担者の範囲)</u></p> <p><u>第3条 分担金は、戸別受信機を設置した者から徴収する。</u></p> <p><u>(徴収の方法等)</u></p> <p><u>第4条 分担金の徴収時期については、当該年度内において、その都度町長が定める。</u></p> <p><u>2 分担金は、町長が発する納入通知書により納付しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。